

指 示

平成 2 5 年 5 月 7 日

双葉町長 殿

写) 福島県知事 殿

平成 2 3 年 (2 0 1 1 年) 福島第一原子力発電所
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成 1 1 年法律第 1 5 6 号)第 2 0 条第 2 項に基づき、下記のとおり指示する。

記

1. 双葉町における平成 2 3 年 3 月 1 2 日の原子力災害対策本部長指示により避難のための立退きを求めた東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 2 0 キロメートル圏内の区域(前面海域^注を含む)については、平成 2 3 年 1 2 月 2 6 日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を踏まえ、平成 2 5 年 5 月 2 8 日午前 0 時をもって別紙のとおり避難指示解除準備区域及び帰還困難区域に見直し、居住者等に対してその旨周知するとともに、引き続き避難を継続させること。
2. 双葉町における平成 2 3 年 4 月 2 1 日の原子力災害対策本部長指示により設定された警戒区域(前面海域^注を含む)については、平成 2 3 年 1 2 月 2 6 日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を踏まえ、平成 2 5 年 5 月 2 8 日午前 0 時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

注 双葉町と浪江町の陸地境界線と海岸線との交点の緯度(北緯 3 7 度 2 7 分 5 8 . 9 秒)から南側の海域であり、大熊町と双葉町の陸地境界線と海岸線との交点の緯度(北緯 3 7 度 2 5 分 3 6 . 8 秒)から北側の海域であって、かつ、東経 1 4 1 度 5 分 2 0 秒から西側の区域の海域をいう。

以上

避難指示解除 準備区域	双葉町 大字両竹の全ての区域 大字中野の全ての区域 大字中浜の全ての区域 双葉町内国有林磐城森林管理署 547林班のうち「に」及び「ほ」の区域
帰還困難区域	双葉町 大字新山の全ての区域 大字郡山の全ての区域 大字細谷の全ての区域 大字前田の全ての区域 大字水沢の全ての区域 大字目迫の全ての区域 大字山田の全ての区域 大字松迫の全ての区域 大字石熊の全ての区域 大字長塚の全ての区域 大字下羽鳥の全ての区域 大字上羽鳥の全ての区域 大字寺沢の全ての区域 大字松倉の全ての区域 大字渋川の全ての区域 大字鴻草の全ての区域 大字中田の全ての区域 双葉町内国有林磐城森林管理署 544林班から546林班、547林班のうち「イ ₁ 」及び「イ ₂ 」 の区域